**平成２２年（フ）第１２７３号**
名古屋市昭和区曙町３丁目19番地
破産者　株式会社アルバ電子産業
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１７５８号**
名古屋市緑区大高町字鶴田61番地
破産者　株式会社みどり通商
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１７７号**
三重県四日市市西新地11番３号
破産者　高崎　和也
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第２８号**
三重県四日市市川島新町205番地
破産者　裕己建設有限会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第６４８４号**
大阪市西区江戸堀１丁目６番10号
破産者　株式会社アールビィシィ
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第２４０号**
大阪市中央区瓦町４丁目３番14号御堂アーバンライフ713号
破産者　株式会社ゼット
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第１９７１号**
大阪市中央区南久宝寺町２丁目６番地８号
破産者　株式会社プランニングステーション大阪
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４１３１号**
大阪府茨木市中穂積３丁目２番14号
破産者　株式会社マエダ住建
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第４６５５号**
大阪市浪速区元町１丁目５番15号
破産者　新和電設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１５０７号**
神戸市兵庫区永沢町３丁目２番18号
破産者　新日本警備株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７２０号**
兵庫県尼崎市北城内89番地　フレクサンス尼崎301号
破産者　藤田　　守
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２３年（フ）第２２９号**
兵庫県加古川市志方町志方町563番地の１、従前の住所神戸市中央区御幸通４丁目２番13号
破産者　エルテック株式会社
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第４２１号**
兵庫県姫路市香寺町須加院160番地
破産者　株式会社マルイチアドバンテック
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第５８９号**
岡山市北区栢谷1509番地110、開始決定時の住所岡山市北区栢谷1614番地４
破産者　荻野　清志
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第５７６号**
北九州市小倉南区高野４丁目10番６号
破産者　有限会社名田建設
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第７８号**
岩手県花巻市東和町土沢８区208番地
破産者　株式会社和興建設
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２３年（フ）第１号**
秋田県能代市字西大瀬23番地１
破産者　株式会社ラスポ（旧商号株式会社マルケンスポーツ）
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

**平成２３年（フ）第３０７号**
新潟市中央区女池上山２丁目７番25号　メゾン南の風事務所Ｂ
破産者　有限会社エイビーシー総合サービス
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第３５０号**
新潟市西区小針台２番10号
破産者　有限会社アートナ
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第３６９号**
三重県亀山市野村３丁目25番26号
破産者　渡瀬　裕子
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第８３号**
兵庫県佐用郡佐用町三日月701番地
破産者　有限会社ニッコー
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２２年（フ）第１号**
広島県尾道市東尾道13番２
破産者　株式会社ローリーテックコーポレーション
1　決定年月日　平成23年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係